

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

毛呂山町

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】保険税の負担が他の医療保険と比べて重くなっていることから、国に対し、保険税の負担軽減を含めた財政基盤の強化を要望してまいります。(住民課)

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くなるように慎重に検討をすすめてください。

【回答】保険税水準の統一は、県内の保険給付を全市町村で支え合う仕組みに変更するものです。県内どこに住んでいても、同様の保険給付を同じ保険税で受けられるようになるため、加入者間の公平性の確保につながり、各市町村の保険税負担を同じにする保険税水準の統一は、ある市町村で起きた保険税の変動リスクを県内全市町村の加入者で分かち合うことになるため、財政の安定化につながります。埼玉県では段階を踏んで課題解決に取り組み、保険税水準の統一を検討してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。(住民課)

② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本)第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない」と明記されています。物価高騰する中で「保険税」が住民の負担にならないように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】国保財政の安定的な運営のためには、原則として、必要な支出を保険税や国庫負担金などで賄い、国保特別会計の収支が均衡していることが重要と考えます。

また、「第3期国保運営方針」において、保険税水準の準統一の目標年度の前年度である令和8年度までに法定外一般会計繰入金等を解消することとされておりますので、一般会計からの

繰入れにより保険税を負担緩和することは難しい状況でございます。引き続き国保税収納率の向上、医療費適正化による歳出削減等に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければまとめられないものです。県は、市町村と合意ができたことと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

【回答】第3期国保運営方針に基づき、令和9年度の準統一に向けて、全市町村が共通認識の下、計画的な税率改定及び法定外一般会計繰入れ（決算補填等以外の目的を含む）の削減等に取り組むこととなっております。現状では、各市町村の取組状況には差異があることから、各市町村の実態やニーズを踏まえた県の個別支援を受け、必要に応じて保険税の引き上げを検討してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

④ 国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、18歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

【回答】少子化対策として子育て世帯の負担軽減を図ることは重要と考えておりますが、18歳までの子どもの均等割の廃止が法定化され、国や県から廃止分の税収が補填されるよう要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】公平性の観点から、納税義務者がその負担能力に応じた納税義務を負う応能分と利益に応じて納税義務を負う応益分の配分につきましては、税率改正の際、第3期運営方針を踏まえて検討してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

② 子ども（18歳以下）の均等割負担を廃止してください。

【回答】18歳までの子どもの均等割の廃止が法定化され、国や県から廃止分の税収が補填されるよう要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額（復活）してください。

【回答】第3期運営方針において、全ての市町村が法定外一般会計繰入金等を発生・増額させない財政運営を行うこととしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】基金残高の状況や県の示す標準保険税率の状況を踏まえて検討してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つものであり、保険税の収納の確保は、制度の維持や被保険者間の負担の公平の観点から重要であると考えております。保険税滞納者に対して、納税相談の機会を設けるため、短期証や資格証明書を交付しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】保険証は特定記録郵便で受取人様の郵便受箱に配達されるため、不在時でも受け取ることができます。（住民課）

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】資格証明書は、被保険者間の税負担の公平性を図るため、特別な事情がないにも関わらず、定期的な納税やご相談に応じない方に対して、やむを得ず交付しているものです。特別な事情がある方には弁明の機会を設けて対応させていただいておりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

(5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。2029年7月末までの有効期限にしてください。

【回答】埼玉県では原則1年間の有効期限とする方針ですが、マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方、電子証明書の更新を失念した方、マイナンバーカードを返納した方については、申請によらず資格確認書を発行することとし、資格確認書の切れ目のない交付をいたしますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせをしてください。

【回答】マイナ保険証としての利用申込はしたものの、マイナンバーカードを健康保険証として利用しないことで不利益が生じることはございませんが、利用登録の解除を希望する方については、資格確認書の申請を条件としたうえで、任意の解除の手続きを行うことができるよう準備を進めております。周知方法等につきましては、今後検討してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】保険税の減免について、令和9年度までに県内統一の減免基準による運用を目指して検討が行われておりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】一部負担金の減免について、令和9年度までに県内統一の減免基準による運用を目指して検討が行われておりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】申請書様式は、条例や規則で定めておりますが、より簡便な申請書となるよう研究してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】一部の医療機関を除き、オンライン資格確認を行う医療機関で受診する場合は、原則申請なしで限度額が適用されます。（住民課）

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】滞納者の対応につきましては、納税相談を実施し生活状況の聞き取り調査を行い、なかでも生活が困窮している滞納者には、各相談窓口を案内し、生活再建から滞納解消まで繋げることができるように努めています。滞納整理につきましては、世帯の生活状況を十分に考慮し、住民に寄り添った対応をしております。（税務課）

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】給与や年金の差押えについては、法律により差押え禁止額が定められており、基本的にはそれを超えて差押えることはできません。最低生活費を保障するため、滞納状況、収入、財産及び家族形態を考慮し、総合的に判断した上で、差押え可能財産がある場合に執行しています。（税務課）

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】売掛金についても差押えの対象となりますが、他の差押え債権と同様、滞納状況、収入、財産及び家族形態等を考慮し、総合的に判断した上で、差押えの可否を判断しています。（税務課）

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】国民健康保険は、収入の多寡にかかわらず加入しなければならず、そのことが滞納の原因のひとつとなっていると考えられます。世帯ごとに生活状況は異なり、滞納理由も異なることから、納税相談を実施し、制度を理解していただくとともに、自主納付につながるよう努めます。（税務課）

(9) 傷病手当金制度を創設してください。

① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】財政支援について、埼玉県国保協議会を通して国へ要請しております。（住民課）

② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】治療費及び療養期間の生活を保障する観点から重要だと考えておりますが、国等からの財政支援が不可欠となりますので、ご理解いただきたいと存じます。（住民課）

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください

い。

【回答】現在は公募しておりませんが、今後委員改選の際は検討してまいります。（住民課）

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】協議会議事録につきましては、開示請求により公開しておりますが、意見が反映されるよう研究してまいります。（住民課）

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。

【回答】特定健診は、令和3年度から自己負担なしの無料で実施しております。（保健センター）

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】特定健診とガン検診の同時受診については以前から実施しているところですが、今後もより受診しやすい環境を整えていくよう努めてまいります。（保健センター）

③ 2024年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】未受診者への受診勧奨の強化や、民生委員協議会等の団体への声かけ、及び医療機関へ協力依頼を行うなど、受診率の向上につなげてまいります。（保健センター）

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】健診等事業実施において、委託先と町との契約書の中で、個人情報の取り扱いについて規定し、個人情報保護を徹底しております。（保健センター）

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年の物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2023年度(令和5年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】令和5年度末の基金は、117,605,296円でございます。（住民課）

② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっております。引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】基金残高の状況や医療費の動向、標準保険税率の推計等を踏まえて検討してまいります。（住民課）

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に要請してください。

【回答】令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めたことにより、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、若い世代の保険料負担の上昇を減らしていくことが重要な課題と認識しております。窓口負担の見直しにより必要な受診が抑制されることのないよう配慮措置として、外来受診について、令和4年10月の施行後3年間はひと月あたりの負担増を最大でも3,000円に収まるような措置を

導入しております。

また、心身ともに健康でいられるよう町といたしまして、保健事業と介護予防等の一体的な実施等に積極的に取り組むとともに、国等の動向に注視し、必要な場合には、埼玉県広域連合を通じて要望等を提出していきたく考えております。（高齢者支援課）

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】後期高齢者医療制度につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」等関係法令に基づいて、都道府県単位で広域連合が保険者となるものでございます。軽減につきましても広域連合の条例で定められておりますので、国が実施したものをそれぞれの地方自治体が独自に軽減するという事は難しいと考えております。（高齢者支援課）

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】高齢者の見守りや健康状態の把握については、対象者の所得に関わらず、訪問による実態把握調査や見守りを実施しています。また、緊急通報システムの設置や単身者の見守りを中心とした給食事業を通じ、安否確認や健康状態の把握に努めています。さらには、レセプト情報等から医療機関未受診の高齢者を抽出し、健康状態不明者として介入を実施しています。（高齢者支援課）

(4) 団塊の世代が75歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。

【回答】当町では、一般介護予防事業として、いわゆるご当地体操である「ゆずっこ元気体操」の普及に取り組んでおり、今後も参加者の増加に資する取組を実施してまいります。また、フレイル対策として健康に対する講座(いきいきシニア講座)を実施し、対象年齢層の健康への意識高揚に努めています。（高齢者支援課）

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】特定健診、後期高齢者健康診査及び歯科検診につきましては無料で実施しております。人間ドックの助成につきましては、国民健康保険被保険者への助成制度と同様に、受検に要する費用の2分の1以内で3万円を上限に助成を行なっている状況でございます。難聴検査につきましては、現在実施しておりませんが近隣市町村の動向に注視し検討してまいります。自己負担の廃止につきましては、後期高齢者以外の方の各制度との整合性・負担の公平性・財政面などから検討すべきものと考えております。（高齢者支援課）

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】高齢者の聞こえ支援は、社会生活を維持する上で大変重要なものと認識しております。また、聴力に問題があると思われる被保険者に対しては、適切な受診を促すことが必要であると考えます。しかしながら、加齢性難聴者に対する補聴器の助成は治療を目的とする医療保険制度にはなじまないものとして、医療給付の対象とはなっておりませんので創設は困難であると考えておりますが、国等の動向等に注視し、埼玉県広域連合を通じて要望等を提出していきたく考えております。（高齢者支援課）

3. 地域の医療提供体制について

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、

病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。

【回答】 埼玉県は埼玉県地域保健医療計画において、各地域ごとに将来の必要病床数の見込みを出しています。地域医療構想の推進につきましては、医師会や医療機関、県、保健所等により協議されており、病院の統廃合や縮小の動向について適宜把握に努めるとともに、近隣市町と連携してまいります。（保健センター）

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください。

【回答】 看護学生等の地域実習の受入により、医療従事者の育成について支援しており、今後も継続いたします。（保健センター）

4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】 令和6年度より、1名増員となっています。今後も、保健予防業務充実の推進のため、適正な人員配置に努めてまいります。（保健センター）

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】 保健所の業務については、職員の増員や体制強化に向け、国・県が対応していると認識しております。町では引き続き国・県の感染症対策の動向等、情報収集に努めてまいります。（保健センター）

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 安心で十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所得基準額の引き下げで利用料2割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設され、給付と負担の関係が明確な「社会保険方式」、利用者の自立をサポートする「自立支援」と利用者の選択により多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる「利用者本位」に基づいて実施されております。

また、介護保険財政は、被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財源の50%について公費が投入されております。

利用者の負担増加につきましては、介護給付費の増加が主な要因と考えられますので、引き続き自立支援や介護予防、重度化防止の取組みを実施するほか、給付の適正化に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（高齢者支援課）

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】 第1号被保険者の介護保険料につきましては、各市町村が3年ごとに策定する「介護保険事業計画」（第9期計画期間は令和6年度から令和8年度まで）に基づく介護サービスの見込に

より算出し、基本的に3年ごとに改定するものとなっております。本町におきましても、計画期間中の必要となる介護サービス見込量の推計を基に算出し、第9期の基準額は年間64,800円で県内では14番目に低い介護保険料となっております。

また、今後も引き続き介護予防事業の積極的な推進、介護給付の適正化などを実施し、保険料の上昇をできる限り抑制してまいりたいと考えております。（高齢者支援課）

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】保険料の独自軽減制度につきましては、介護保険財政の安定運営のためにも現状では新たに独自減免制度を創設する予定はございませんのでご理解いただきたいと存じます。介護保険料の減免につきましては、介護保険法第142条の規定に基づき、本町の条例に基準が定められておりますので、被保険者個々の実情を考慮するとともに、当該条例の範囲内で対応してまいりたいと考えております。（高齢者支援課）

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】介護保険は、利用者の多様なニーズに合わせてサービスを選択し、組み合わせる利用する制度となっており、要介護度ごとに標準的に必要と考えられるサービスの組み合わせを勘案し、利用料の限度額が設定されております。

現在、利用限度額の上限を超えた分については、利用者の全額自己負担となっております。上限を超えた分についての独自助成につきましては、財源が限られており、保険料の上昇に繋がるため難しい状況でございますが、今後も給付の適正化を行い、適切なサービスが確保できるよう努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（高齢者支援課）

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】負担限度額認定証の更新事務の際は、不利益が生じることがないように実態把握を実施しております。今後も利用者の負担軽減となる「高額介護サービス費」や「特定入所者介護サービス費」制度の周知等により、サービスの利用抑制とならないよう努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（高齢者支援課）

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについては、特定入所者介護サービス費の給付対象となっておらず、食費・居住費は、利用者の全額自己負担となっており、また独自助成も行っておりません。助成に関しては、保険料の上昇に繋がるため難しい状況ではございますが、他自治体の動向を踏まえ研究して参りますので、ご理解いただきたいと存じます。（高齢者支援課）

6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。

(1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

【回答】訪問介護事業所に対して、町独自に財政支援を行うことは、保険料の上昇に繋がるため難

しい状況ではございますが、今後も国・県と連携し、事業所の支援を行えるよう検討してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。なお、介護事業所の経営状況につきましては、介護給付費請求状況を適宜確認し、利用状況の把握に努めております。（高齢者支援課）

(2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】令和5年3月13日よりマスクの着用は個人の判断に委ねられることとなりましたが、高齢者等、重症化リスクが高い者が多く生活する高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスク着用を推奨するとの通知が、厚生労働省より示されているところです。過去に、毛呂山町独自の支援策として手指消毒用アルコールの配布、国による使い捨て手袋の配布や県によるマスクの配布等により、町内の事業所に対して感染防止対策を支援してまいりました。現在、町独自の支援は行っておりませんが、今後も国・県と連携し、事業所の支援を行えるよう検討してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（高齢者支援課）

(3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的なPCR検査等を実施してください。

【回答】令和6年3月末で全額公費によるワクチン接種は終了、また埼玉県によるPCR検査等無料化事業は令和5年3月末で終了しており、町単独での実施予定もございませんが、引き続き感染防止対策に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、令和6年4月以降は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症は、予防接種法B類疾病に位置付けられ、定期接種として令和6年秋以降、保健センターで実施する予定となっております。対象者は、「65歳以上の高齢者」、「60歳以上65歳未満の人で、心臓や腎臓、呼吸器の機能の障害があり身の回りの生活を極度に制限される方や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人」となっております。（高齢者支援課）

7. 在宅を推し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

【回答】介護保険サービスの費用については、介護保険法により「平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（一部抜粋）」と定められております。そのため、国は今回の介護報酬の改定にあたり、平均的な費用の額の基礎資料とするため、令和5年度介護事業経営実態調査を実施しており、その結果に基づき、介護保険サービス毎の介護報酬を改定しております。介護事業経営実態調査の結果によると、訪問介護の収支差率（令和4年度決算）は7.8%となっており、全サービスでの平均2.4%を大きく上回っている状況にあることから、今回、訪問介護の介護報酬を引き下げたと、国は理由として挙げております。その一方で、国は福祉・介護職員の人材確保を更に推し進めるため、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と加算率の引上げを行うことで、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつなげるとしております。そのため、処遇改善加算を取得していない、または低い加算を取っている事業所については、一本化された処遇改善加算を取得、または上位区分を取得することで、増収も見込めるものとなっております。今後も国の動向に注視してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（高齢者支援課）

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】特別養護老人ホームは、町外に居住する高齢者も入所可能な施設であり、埼玉県が広域での必要量等を考慮し、事業所の指定を行っております。なお、本町には特別養護老人ホームが現在3施設あり、定員は310床となっており、近隣及び同一人口規模市町村と比較して充足しているものと考えております。小規模多機能施設や在宅サービスの基盤整備につきましては、第9期計画に基づき計画的に整備を進めるものであり、本年度においては新たな施設整備は予定しておりませんが、適切な介護給付を行ってまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（高齢者支援課）

9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】毛呂山町では、直営によるセンターを1か所設置しておりますが、住民の利便性を考慮し、3か所の支所を設置し、連携を図りながら支援を実施しております。（高齢者支援課）

10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額2万円手当あり）

【回答】埼玉県と連携し、県の介護人材確保・定着促進事業を活用して、町内事業所の介護従事者の人材確保支援に努めてまいります。また、ケアマネジャーの資格更新受講料負担について、町独自に助成を行うことは、保険料の上昇に繋がるため難しい状況ではございますが、今後も国・県と連携し、事業所の支援を行えるよう検討してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（高齢者支援課）

11. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、予算を取り支援策を具体化している自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらうなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】ケアラー支援は行政や関係団体、事業者、住民など、多様な主体が相互に連携し、「ケアラーが孤立することのないよう、社会全体で支えていくこと」が重要です。特にヤングケアラーが孤立しやすい理由としては、周囲に対して「自身がケアラーであること」や「学業と介護の両立が負担であること」の声をあげづらいこと、同世代の人間関係の中では、周囲による気づきが遅れがちになることなどがあると思われれます。そのため、ヤングケアラー本人に対してのみ支援を行えばよいというのではなく、同世代や関係者がこの問題を共通認識として理解を深めることが重要であると考えます。今後も関係各課との連携を図り、ケアラー支援を実施していきます。（高齢者支援課）

12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】保険者機能強化推進交付金は、高齢化が進展する中、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するため地域の課題を分析し高齢者の自立支援、重度化防止に向けた保険者のPDCAサイクルの取組を制度化したことにより創設された交付金で

す。保険者である町は、各種事業の効果・検証を踏まえ、高齢者の健康寿命の延伸や重度化防止に向けた取組が必要であると考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。
(高齢者支援課)

13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】介護保険制度は、給付（サービスなど）と負担（保険料など）の関係が明確な社会保険方式が採用されておりますが、被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財源の50%について公費が投入されております。利用者の負担増加につきましては、介護給付費の増加が主な要因となりますので、引き続き自立支援や介護予防、重度化防止の取組みを実施するほか、給付の適正化に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。（高齢者支援課）

14. 介護給付費準備基金残高から2024年度に執行した金額はいくらですか。

【回答】介護給付費準備基金残高234,989,876円（令和6年3月末時点）から、令和6年度中に繰り入れる予定は現在ございません。（高齢者支援課）

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実現を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

【回答】障害児者のニーズや意見を十分に把握しながら、第5期毛呂山町障害者福祉計画の実現を目指してまいります。（福祉課）

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、緊急ショートステイ事業を実施しております。地域生活支援拠点につきましては、今後さらなる整備や充実を図ってまいります。（福祉課）

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】事業の必要性を検討し、計画的に実施してまいります。（福祉課）

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】令和5年度に第5期毛呂山町障害者福祉計画を策定しました。（福祉課）

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】障害者や家族の高齢化に伴う緊急時の対応について、地域包括支援センター等をはじめとする関係機関と連携して、個々の状況に応じて適切に対応してまいります。（福祉課）

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

【回答】福祉の仕事のやりがいや魅力について発信するとともに、学校等における福祉体験を通じ、福祉を理解する機会の確保により、一層の理解促進に努めてまいります。（福祉課）

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】重度心身障害者医療費助成制度の実施については、町単独での制度維持は困難なため、県の補助金交付要綱に準じて実施しております。一部負担金の導入については現在のところ導入予定はございません。（福祉課）

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】重度心身障害者医療費助成制度の実施については、町単独での制度維持は困難なため、県の補助金交付要綱に準じて実施しております。（福祉課）

(3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

【回答】障害の特性を理解し、必要な支援が提供できるように関係機関と連携してまいります。（福祉課）

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】実施しております。（福祉課）

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】利用実績等踏まえ、検討してまいります。（福祉課）

③ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】町単独で利用料の一部を補助し、利用者の負担軽減を図っております。（福祉課）

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】令和3年度から、一人あたりの1年間の配布枚数を24枚から36枚に増やしました。ま

た、令和5年度から2枚まで利用できるようになりました。補助券の交付につきましては、町単独での検討は難しいと考えております。（福祉課）

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 町では、福祉タクシー利用料助成事業については介助者等の利用制限や所得制限、年齢制限を設けておりません。自動車燃料費助成事業につきましても、全くの町単独事業であることから事業展開につきましては慎重に検討する必要があると認識しております。（福祉課）

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 必要に応じて県へ働きかけてまいります。（福祉課）

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 避難行動要支援者名簿の登載につきまして、希望する方については追加しております。名簿登載者から同意を得て、個別支援計画の策定を進めてまいります。（福祉課）

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 災害対策基本法施行規則の改正による運営指針に基づき、防災担当課とともに適切に対応してまいります。（福祉課）

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 災害発生時、避難所以外で避難生活をしている人についても、救援物資が届くよう、防災担当課とともに検討してまいります。（福祉課）

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 本人の同意を得ることを基本としながらも災害時において協力いただける民間団体への名簿の開示のあり方についても防災担当課とともに検討してまいります。（福祉課）

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】 必要に応じて対策本部を設置しております。（福祉課）

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】 障害福祉事業所等への衛生用品の提供については、必要に応じて埼玉県と連携して対応してまいります。（福祉課）

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】必要に応じて、実施機関に伝えてまいります。（福祉課）

(3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】障害者の特性に配慮した対応について、保健担当課と連携してまいります。（福祉課）

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】県内市町村等の動向を注視し、必要に応じて検討してまいります。（福祉課）

8. 難病患者の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】難病患者につきましては町では把握しておりませんが、障害福祉サービスの支給決定を受けている方はおります。雇用につきましては、人事部局と連携してまいります。（福祉課）

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】本町では令和6年度4月1日時点の待機児童は1名(医療的ケア児)でしたが、6月1日より公立保育園に入所しています。（子ども課）

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】現在、利用定員の範囲内の入所であり、定員の弾力化は行っておりません。（子ども課）

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】本町では、令和6年4月1日現在の0歳から5歳の人口717人に対し、保育所5園、認定こども園2園、小規模保育施設1園の計8園、利用定員611人であり、このほかに町内

幼稚園1園、利用定員180人と十分な施設数と受入れ人数を確保しております。(子ども課)

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】支援が必要な児童の受入れについては、主に公立保育所で行っております。きめ細かな支援を必要とするため、配置基準以上の保育士を配置する対応にあっております。(子ども課)

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】前述のとおり、本町には今現在待機児童はなく、少子化の影響により児童数も減少しているところであり、既存保育施設の適正な運営を考慮すると、これ以上認可保育所を増やすことは難しいと考えております。(子ども課)

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】町としても、国や県の補助金を活用し、各園が保育士を確保し、安全できめ細かい保育を実施できるよう支援してまいります。(子ども課)

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】本町では、独自の補助として保育充実費補助金を設けており、受入れ児童数に応じて毎月施設に補助を行うことで、保育士の処遇改善を図っております。配置基準の見直しについては、令和6年度に改正し対応してございます。今後も1歳児の配置基準の改善について適切に対応してまいります。(子ども課)

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化する自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によって無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。

【回答】0歳から2歳の保育料については、国基準の保育料より大幅に負担額を下げているところであり、さらに町独自に兄弟の年齢に関係なく第3子の保育料を無償化としております。(子ども課)

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】本町では、令和6年4月から副食費を、6月からは主食も無償にて提供しており、給食費を完全に無償化としております。(子ども課)

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)』は、親の就労に関係なく0歳～2歳児の子どもを対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとなっており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【回答】「こども誰でも通園制度」では、認定の申請をする人としていない人や、認定を受けた上での程度利用しているかを自治体が把握することができ、支援が必要な家庭の把握につなげていくことができるものと考えます。(子ども課)

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

【回答】令和8年度から法律に基づく新たな給付制度として実施できるよう、適切に対応してまいります。(子ども課)

6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】本町には無認可保育所が2か所ございますが、毎年度、町による立入調査を実施しており、2施設ともに基準を満たしているため証明書の交付を行っているところです。(子ども課)

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】本町では、保育ニーズに合わせた保育所数および利用定員となるよう調整を行っており、保育施設の適正な運営を確保できていると考えます。また、育児休業取得によって、既に入園している兄弟についても継続入所を認めているところがございます。(子ども課)

(3) 児童数の定員割れ(特に0歳児など)については、いつでも定員までの受け入れを可能とする保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

【回答】本町においても、0歳児の定員割れは課題となっております。機会をとらえて埼玉県に要望してまいります。(子ども課)

【学 童】

7. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】本町の学童保育では待機児童はなく、必要とする全ての世帯が入所できております。また、小学校の転用可能教室を活用した学童保育所の整備を行うなど、1 支援の単位 40 人前後、児童 1 人あたり 1.65 m²程度の適正規模で保育できるよう務めております。また、新たな学童保育所を整備する場合は、「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模で整備します。（子ども課）

8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 46 市町(63 市町村中 73.0%)、「キャリアアップ事業」で 36 市町（同 57.1%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和 6 年度の国の新規「常勤支援員 2 名複数配置」補助を施策化してください。

【回答】令和 4 年 2 月より、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を活用し、放課後支援員の処遇改善を行いました。令和 4 年 4 月にはさらに基本給のベースアップを行い、令和 6 年度は、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を申請する予定です。今後も、放課後児童支援員等の確保や安定的な雇用を図るため、町の財政状況や今後の利用予測人数等をふまえたうえで、学童保育所の運営者とともに処遇改善について検討してまいります。（子ども課）

9. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】本町には公立公営の学童保育所はありません。（子ども課）

【子ども・子育て支援について】

10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は通院については小学校 3 年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、2024 年 4 月から実施されました。現物給付の対象年齢を 18 歳までに拡充してください。

【回答】子ども医療費の現物給付の対象年齢につきましては、15 歳年度末を 18 歳年度末までに拡大し、令和 5 年 10 月診療分から現物給付を実施しております。（子ども課）

(2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

【回答】子ども医療費助成制度の実施にあたっては、県と町だけではなく、国からの安定した財源が必要と考えます。そのため、機会をとらえ国と意見交換をしていきたいと考えております。（子ども課）

(3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を 18 歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】子ども医療費助成制度の実施にあたり、町単独事業分が減少することにより、更なる子

育て支援の充実に繋がると考えます。そのため、機会をとらえ県と意見交換をしていきたいと考えております。（子ども課）

11. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】子どもの均等割保険税軽減制度は、全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保した上で、保険税の負担軽減を図る趣旨で実施されています。子育て世帯の負担軽減を図ることは重要と考えておりますが、子どもの均等割保険税は、自治体ごとの減免ではなく、国による全国統一の制度で実施すべきものと考えておりますので、対象年齢と軽減割合の拡大を進めるよう国・県に要望してまいります。（住民課）

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】学校給食は大量調理をするため地元農産物のみでは賅いきれませんが、今後も可能な限り地元農産物を活用してまいります。また、令和6年度より学校給食費につきましては子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童・生徒の無償化事業を実施しております。（子ども課）

(3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。

【回答】すべての小中学校の児童生徒に就学援助の案内を配布し、周知しております。また、就学前の児童につきましても、就学時健康診断の通知の中に就学援助の案内を同封し、周知しております。今後も就学援助について、周知を徹底して参ります。

就学援助基準額の引き上げにつきましては、保護者の経済的負担等にも配慮し、適切に支援が行えるよう他市町村の基準額等も参考に検討してまいります。（学校教育課）

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

【回答】相談や申請をためらわずに出来るよう、窓口やホームページにて工夫してまいります。（福祉課）

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】相談時や申請時に、家庭環境や親族との関係性等について十分に聞き取りを行い、その

内容を実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。なお、しおりについては埼玉県で作成したしおりを使用しております。（福祉課）

3. 保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。

【回答】保護の決定及び保護費の支給については埼玉県西部福祉事務所が実施しております。なお、要望については実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。（福祉課）

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】決定・変更通知書の発行及び通知については埼玉県西部福祉事務所が実施しております。なお、要望については実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。（福祉課）

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】要望については生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。（福祉課）

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】要望については生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。（福祉課）

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。

【回答】要望については生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。（福祉課）

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。

【回答】生活困窮者自立支援事業については、町福祉課及び埼玉県西部福祉事務所等と連携し、生活困窮者に対して必要な支援が行われるよう、状況把握に努めてまいります。（福祉課）

9、医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

【回答】要望については生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に伝えてまいります。（福祉課）

以上

ご協力ありがとうございました。